

令和２年度理事会議事録

栃木県国民健康保険団体連合会

1. 招集日時

令和２年７月７日（火）

開 会 14 時 00 分

閉 会 15 時 20 分

2. 招集場所

宇都宮市本町 3-9 本町合同ビル 9 階

栃木県国民健康保険団体連合会大会議室

3. 出席者

(1) 理事定数 15 名中 10 名出席 （欠席 4 名）〔欠員理事 1 名〕

理 事 長 広 瀬 寿 雄 （下野市長）

副理事長 和 泉 聡 （足利市長）

副理事長 入 野 正 明 （市貝町長）

常務理事 加 藤 公 博 （高根沢町長） 欠席

篠 崎 直 樹 （学識経験者）

理 事 佐 藤 栄 一 （宇都宮市長） 書面参加

星 野 光 利 （上三川町長）

宮 下 均 （全国歯科医師国保組合栃木県支部長） 欠席

太 田 照 男 （栃木県医師国保組合理事長） 欠席

佐 藤 信 （鹿沼市長） 欠席

大久保 寿 夫 （小山市長） 書面参加

渡邊 美知太郎 （那須塩原市長） 書面参加

川 俣 純 子 （那須烏山市長）

岡 部 正 英 （佐野市長） 書面参加

4. 附議事項

I. 議決事項

議案第 1 号 令和元年度栃木県国民健康保険団体連合会事業報告の認定について

議案第 2 号 令和元年度栃木県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第 3 号 令和元年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 4 号 令和元年度栃木県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業

- 務特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 号 令和元年度栃木県国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 号 令和元年度栃木県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 号 令和元年度栃木県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 8 号 令和元年度栃木県国民健康保険団体連合会特定健診保健指導費用決業務特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 9 号 令和元年度栃木県国民健康保険団体連合会職員厚生資金貸付金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 10 号 栃木県国民健康保険団体連合会積立金の一部処分について
- 議案第 11 号 令和 2 年度栃木県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算補正について
- 議案第 12 号 令和 2 年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出予算補正について
- 議案第 13 号 令和 2 年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（支払勘定）歳入歳出予算補正について
- 議案第 14 号 令和 2 年度栃木県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出予算補正について
- 議案第 15 号 令和 2 年度栃木県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（支払勘定）歳入歳出予算補正について
- 議案第 16 号 令和 2 年度栃木県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出予算補正について
- 議案第 17 号 令和 2 年度栃木県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出予算補正について
- 議案第 18 号 栃木県国民健康保険団体連合会重複服薬者等訪問指導等支援事業規則の一部改正について
- 議案第 19 号 令和 2 年度栃木県国民健康保険功労者表彰の同意について
- 議案第 20 号 令和 2 年度栃木県国民健康保険団体連合会通常総会の招集日時・場所及び附議事項について

Ⅱ. 協議事項

- (1) 栃木県国民健康保険団体連合会役員の欠員補充について
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関する対応状況について
- (3) その他

5. 議事経過

司 会	(開会宣言)
	開会挨拶 理事長 広瀬 寿雄
	(出席理事数報告)
議 長	本日の理事会の出席理事数について、ご報告を申し上げます。
	理事定数 15 名のうち 1 名欠員のところ、書面による代理出席 4 名を含めまして、10 名の理事の皆様の出席をいただいております。過半数の出席をいただいておりますので、本理事会が成立いたしますことを、ご報告いたします。
	それでは、議事に移りたいと存じますが、本理事会の議長選出につきましては、規約の定めにより、理事長があたることになっております。
議 長	広瀬理事長、よろしくお願いいたします。
	それでは、規約の定めによりまして、暫時、議長を務めさせていただきます。議事の運営につきましては、よろしくご協力お願い申し上げます。
	まず、本理事会の、議事録署名者をご指名申し上げます。
議 長	上三川町長 星野 光利 さん、
	那須烏山市長 川俣 純子 さん よろしくをお願いいたします。
	それでは、これより議事に入ります。
議 長	本日、提案いたしました案件は、先ほど挨拶でも申し上げましたとおり、議決事項 20 件と協議事項 2 件でございます。これを順次議題に供します。
	まず、皆様にお諮りいたします。これから、議決事項の審議に入りますが、関連議案につきましては、一括議題に供し、審議したいと存じますが、ご異議ございませんか。
	《異議なし・全員一致》
議 長	ご異議がないものと認めまして、関連議案につきましては、一括上程することといたします。
	はじめに、議案第 1 号から議案第 9 号につきましては、「令和元年度に係る本会事業報告並びに一般・特別両会計の歳入歳出決算の認定」でございます。いずれも関連がございますので、一括議題に供し、事務局の説明を求めます。
	議案第 1 号から議案第 9 号について、次のとおり議案書及び別冊資料に基づき説明。
事 務 局	議案第 1 号 令和元年度 本会 事業報告の認定について
	平成 31 年 2 月 27 日開催の「通常総会」の決議に基づき、次の 7 つの項目について、各種事業を行った結果報告。
	第 1 の「国民健康保険事業の安定的運営」について
事 務 局	国民健康保険事業の安定的運営に向けて保険者と連携を密にし、事務の効率化、調査研究、価値ある情報の提供に努めた。また、医療保険制度を将来にわたって持続可能で安定的な制度にするため、国保関係者が一丸となり、国民健康保険事業の安定運営に向けた運動を展開した。

第2の「成果を上げる国民健康保険・後期高齢者医療診療報酬審査支払事業等の展開」について

審査事務共助の充実強化、審査委員会への情報の提供などによる効率的なレセプト審査体制の強化を図りつつ、審査支援システム等の活用など審査基準の統一化に取り組むとともに、業務プロセスの見直しなどの効率化を進めながら、国保総合システムを活用した審査の更なる精度向上に努めた。また、普通交付金収納事務及び出産育児一時金等支払業務の適正執行と、後期高齢者医療事務代行業務の効率的な事業展開に努めた。

第3の「共同事業の効率的推進」について

保険者事務共同電算処理事業等の更なる事業の拡充を図るため、国保総合システムの機能改善による保険者事務の効率化と国保情報集約システム及び国保データベース（KDB）システムの適正な運用を図るとともに、本会が保有するデータを踏まえ、保険者ニーズを把握し価値あるデータの提供を行い、保険者支援の充実に努めた。また、第三者行為求償事務については「個人賠償責任保険等に参加しているすべての案件（高齢者施設事故、傷害事故等）」を引き続き試行的に実施するとともに、求償金の滞留防止に努め、保険者事務の効率化を図った。

第4の「実効性のある保健事業の支援強化と特定健診等データ管理業務の適正執行」について

生涯元気で活力ある地域づくりを支援するための人材育成、国保データベース（KDB）システム等からの医療データの活用などに基づく保健事業を推進するとともに、地域・職域保険等関係団体との連携強化により保健事業の実効性を高めるなど市町保健事業の支援を行った。また、医療保険情報を活用したデータ分析や生活習慣病・予備群減少のためのデータ提供活用支援、及び人工知能「とくナビAI」を活用した受診率向上支援の充実強化を図るとともに、重複・頻回受診者及び重複服薬者訪問指導支援（モデル事業）の推進に努めた。さらに、特定健診等のデータ管理業務の適正執行と保険者事務の効率化に努めた。

第5の「介護保険・障害者総合支援事業関係業務の適正執行」について

介護給付適正化対策事業を積極的に推進するため、医療情報と介護情報との突合点検支援事業について分析し、事業拡充に努めた。また、介護給付費等審査支払業務及び障害者総合支援給付費審査支払業務の適正執行、並びに介護サービスの質的向上を図るとともに、障害者総合支援給付審査支払等システムの機能拡充を行い、審査の充実強化に努めた。

第6の「新規事業への対応」について

耐用年数を迎えた国保中央会開発の後期高齢者医療請求支払システム、国保データベースシステム（KDB）システム及び特定健診当データ管理システムの機器更改について、機器の設置及び新システムへのデータ移行等の作業を適正に完了した。さらに、令和2年5月の更改に向けて介護保険審査支払等システム及び障害者総合支援給付審査支払等システムの導入準備作業等を実施した。

第7の「成果を生み出す組織体制、事務運営等の整備」について
 保険者に満足してもらえる成果を生み出す事業を効率的に進めるため、令和元年度
 本会事業計画の重点目標の取り組み方針に沿って事務局体制の整備、職員の資質の
 向上、事務運営の改善に努めた。組織の運営と業務の信頼性・有効性確保のための
 運用体制の整備と運用改善に努めた。(ISO27001の認証維持)

議案第2号 令和元年度本会一般会計歳入歳出決算額

歳入決算額	433,062,256 円
歳出決算額	430,589,223 円
歳入歳出差引額	2,473,033 円

歳入歳出差引残額 2,473,033 円は、翌年度へ繰越すものとする。

議案第3号 令和元年度本会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算額

1 業務勘定

歳入決算額	1,433,517,396 円
歳出決算額	1,355,125,486 円
歳入歳出差引額	78,391,910 円

歳入歳出差引残額 78,391,910 円は、翌年度へ繰越すものとする。

2 国民健康保険診療報酬支払勘定

歳入決算額	141,972,420,255 円
歳出決算額	141,942,580,192 円
歳入歳出差引額	29,840,063 円

歳入歳出差引残額 29,840,063 円は、翌年度へ繰越すものとする。

3 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定

歳入決算額	3,645,992,548 円
歳出決算額	3,644,630,930 円
歳入歳出差引額	1,361,618 円

歳入歳出差引残額 1,361,618 円は、翌年度へ繰越すものとする。

4 出産育児一時金等に関する支払勘定

歳入決算額	926,762,301 円
歳出決算額	926,762,301 円
歳入歳出差引額	0 円

5 抗体検査等費用に関する支払勘定

歳入決算額	224,016,966 円
歳出決算額	224,016,966 円
歳入歳出差引額	0 円

議案第4号 令和元年度本会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出
 決算額

1 業務勘定

歳入決算額	780,824,495 円
歳出決算額	707,667,275 円
歳入歳出差引額	73,157,220 円

歳入歳出差引残額 73,157,220 円は、翌年度へ繰越すものとする。

2 後期高齢者医療診療報酬支払勘定

歳入決算額	206,039,668,239 円
歳出決算額	206,030,465,097 円
歳入歳出差引額	9,203,142 円

歳入歳出差引残額 9,203,142 円は、翌年度へ繰越すものとする。

3 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定

歳入決算額	1,097,919,340 円
歳出決算額	1,096,929,038 円
歳入歳出差引額	990,302 円

歳入歳出差引残額 990,302 円は、翌年度へ繰越すものとする。

議案第 5 号 令和元年度本会第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計
歳入歳出決算額

歳入決算額	405,589,330 円
歳出決算額	399,642,751 円
歳入歳出差引額	5,946,579 円

歳入歳出差引残額 5,946,579 円は、翌年度へ繰越すものとする。

議案第 6 号 令和元年度本会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算額

1 業務勘定

歳入決算額	621,213,043 円
歳出決算額	610,393,142 円
歳入歳出差引額	10,819,901 円

歳入歳出差引残額 10,819,901 円は、翌年度へ繰越すものとする。

2 介護給付費支払勘定

歳入決算額	137,867,386,735 円
歳出決算額	137,866,790,277 円
歳入歳出差引額	596,458 円

歳入歳出差引残額 596,458 円は、翌年度へ繰越すものとする。

3 公費負担医療に関する報酬等支払勘定

歳入決算額	1,178,927,213 円
歳出決算額	1,178,923,166 円
歳入歳出差引額	4,047 円

歳入歳出差引残額 4,047 円は、翌年度へ繰越すものとする。

議案第 7 号 令和元年度本会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出
決算額

1 業務勘定

歳入決算額	94,842,625 円
歳出決算額	55,631,868 円
歳入歳出差引額	39,210,757 円

歳入歳出差引残額 39,210,757 円は、翌年度へ繰越すものとする。

2 障害介護給付費支払勘定

歳入決算額	36,490,385,295 円
歳出決算額	36,490,363,891 円
歳入歳出差引額	21,404 円

歳入歳出差引残額 21,404 円は、翌年度へ繰越すものとする。

3 障害児給付費支払勘定

歳入決算額	6,430,407,516 円
歳出決算額	6,430,407,516 円
歳入歳出差引額	0 円

議案第 8 号 令和元年度本会特定健診保健指導費用決済業務特別会計歳入歳出
決算額

歳入決算額	1,386,913,827 円
歳出決算額	1,385,313,192 円
歳入歳出差引額	1,600,635 円

歳入歳出差引残額 1,600,635 円は、翌年度へ繰越すものとする。

議案第 9 号 令和元年度本会職員厚生資金貸付金特別会計歳入歳出決算額

歳入決算額	7,597,783 円
歳出決算額	31,830 円
歳入歳出差引額	7,565,953 円

歳入歳出差引残額 7,565,953 円は、翌年度へ繰越すものとする。

◇実費弁償判定の結果

令和元年度決算の状況から、実費弁償の判定を行った結果、調整後 当期収支差額がマイナスとなり、剰余がなく実費弁償されていると判断できるので、今年度の控除精算は生じないことを報告。

◇独立監査法人の監査報告書

すべての重要な点において国保法及び関連する法令に定められている会計の基準に準拠して作成されているものと認めるとされたことを報告。

◇監事会の監査報告書

決算書と関係証憑書類等を慎重に照会したところ、内容すべて適正妥当であり歳入歳出との正確であることを認めるとされたことを報告。

議 長	ただ今、事務局より、議案第 1 号から議案第 9 号について説明がありました。何か、ご質疑等ございませんか。 《 質 疑 な し 》 ご質疑もないようですので、議案第 1 号から議案第 9 号は、原案どおり議決することに、ご異議ございませんか。 《異議なし・全員一致》 ご異議がないものと認め、議案第 1 号から議案第 9 号は原案どおり議決されました。 次に、議案第 10 号「本会積立金の一部処分について」を議題に供し、事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第 10 号について、次のとおり議案書に基づき説明。 議案第 10 号 栃木県国民健康保険団体連合会積立金の一部処分について 栃木県国民健康保険団体連合会減価償却引当資産を介護保険審査支払等システム更改に伴う関連システムの改修費用等に充てるため処分いたしたい。 処分の額 5,019,025 円
議 長	ただ今、事務局から議案第 10 号について説明がありました。何か、ご質疑等ございませんか。 《 質 疑 な し 》 ご質疑もないようですので、議案第 10 号は原案どおり議決することに、ご異議ございませんか。 《異議なし・全員一致》 ご異議がないものと認め、議案第 10 号は原案どおり議決されました。 次に、議案第 11 号から議案第 17 号につきましては、「令和 2 年度 本会一般・特別両会計に係ります歳入歳出予算補正について」でございます。これを一括議題に供し、事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第 11 号から議案第 17 号について、次のとおり議案書及び別冊資料に基づき説明。 議案第 11 号 令和 2 年度栃木県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算補正について 予算補正額 16,567,333 千円 ◇補正要因 ・緊急包括支援事業（新型コロナウイルス感染症に対する特例的対応）の受託 16,561,503 千円 ・高齢者の特性を踏まえた保健事業の全国的な横展開事業実施 2,132 千円 ・糖尿病性腎症重症化予防事業実施 201 千円 ・KDB システム活用に係る操作研修実施 2,000 千円 ・令和元年度国民健康保険団体連合会等補助金の過年度返還金 28 千円 ・令和元年度後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金の過年度返還金

1,146 千円

- ・Web会議システム導入に向けた環境整備 323 千円

議案第12号 令和2年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出予算補正について

予算補正額 5,908 千円

◇補正要因

- ・令和元年度高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の過年度返還金

議案第13号 令和2年度栃木県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（国民健康保険診療報酬支払勘定）歳入歳出予算補正について

予算補正額 3,931 千円

◇補正要因

- ・診療報酬等の概算前払い事務（新型コロナウイルス感染症に対する特例的対応）の受託 3,851 千円

- ・令和元年度高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の過年度返還金

80 千円

議案第14号 令和2年度栃木県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）歳出予算補正について

予算補正額 1,147 千円

◇補正要因

- ・栃木県後期高齢者医療広域連合からの重複服薬者等訪問指導等支援事業の受託

議案第15号 令和2年度栃木県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（後期高齢者医療診療報酬支払勘定）歳出予算補正について

予算補正額 21,372 千円

◇補正要因

- ・診療報酬等の概算前払い事務（新型コロナウイルス感染症に対する特例的対応）の受託

議案第16号 令和2年度栃木県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）

予算補正額 1,677 千円

◇補正要因

- ・石綿医療における医療費の支払に不足

議案第17号 令和2年度栃木県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出予算補正について

予算補正額 5,020 千円

◇補正要因

- ・介護審査支払等システム更改に伴う、台帳管理支援システム改修

議 長 ただ今、事務局より議案第 11 号及び議案第 17 号について説明がありました。何かご質疑等ございませんか。

理 事 我市でも、コロナの補正に関する医療機関や医療従事者への支援についてどうするか議論をしまして、理事会資料 56 ページの支払代行の県からの委託について、慰労金の支給については、個人の口座に振り込むということですか。

事 務 局 ご指摘のとおり、本来であれば個人の口座に振り込むことになりますが、ただ、本会で保有している口座は、医療機関への診療報酬等を支払いの口座でございます。あくまでも申請書を受付し、それを県に渡して県が審査をして、審査結果を県から、この病院は先生が何名、従業員が何名、看護師が何名なので、例えば 20 万円×10 名の 200 万円を支払いなさいと言われますので、私どもでは、診療報酬を支払う口座 1 本に 200 万円を振込んで、その内訳の明細を送るということでございます。

理 事 都道府県から役割を設定された医療機関等に勤務し、という定義は、どういう医療機関がこれに該当するのか教えてほしい。

事 務 局 指定医療機関である 1 種感染病院、2 種感染病院の医療機関となっておりますが、これらに感染者が入院されることとなりますので、この病院が対象となります。また、受け入れた病院については、直接関わったということで、20 万円が支給となり、入院がされていなければ 10 万円の支給となります。その他の医療機関については、先生や看護師 1 人につき 5 万円という認識でございます。

理 事 (2) については、病院 200 万円+5 万円×病床数は上限ということですか。実際に使った費用が補償の対象と言う理解でよろしいか。

事 務 局 ご指摘のとおり、上限額と言うことで、例えば、同線などやプレハブを別に建てたと言った場合には、その費用の領収書・請求書等を提出いただき、どちらかの少ない方が支給対象となり、上限額になると認識しております。

理 事 長 この事業に関する県からの事務委託費はいただけるのか。

事 務 局 必要経費は、県から事務委託料としていただく予定です。

理 事 資金調達が困難な医療機関への支援としての概算前払いについては分かりましたが、議案第 11 号の補正額についてですが、医療機関等医療従事者に 20 万円とのことですが、対象件数はどのくらいなのか教えていただきたい。

事 務 局 補正額につきましては、県の議会で了承された金額になっております。また、取扱い件数は県からいただいた情報によりますと、新型コロナウイルスの慰労金につきましては、医療では対象人数が 5 万人、施設数では 2,700 施設となっております。高齢者、介護の関係ですが、慰労金の対象人数は 4 万人、対象施設数が 3,500 でございます。障害につきましては、対象人数が 3 万人、施設について 1,600 と伺っております。

議 長 他に、ございませんか。それでは、ご質疑も出そろったようですので、議案第 11 号及び議案第 17 号は、原案どおり議決することに、ご異議ございませんか。

 《異議なし・全員一致》

 ご異議がないものと認め、議案第 11 号及び議案第 17 号は、原案どおり議決されました。

	次に、議案第 18 号、「本会重複服薬者等訪問指導等支援事業規則の一部改正について」を議題に供し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 18 号 本会 重複服薬者等 訪問指導等 支援事業規則の一部改正について ・栃木県後期高齢者医療広域連合から、業務依頼を受けたため、現在、対象保険者を国保保険者となっているものを、広域連合も含めるよう、条文並びに様式の変更をするもの。
議長	ただ今、事務局より議案第 18 号について、説明がありました。何かご質疑等ございませんか。 《 質 疑 な し 》 ご質疑もないようですので、議案第 18 号につきましては、原案どおり議決することに、ご異議ございませんか。 《異議なし・全員一致》 ご異議がないものと認め、議案第 18 号は、原案どおり議決されました。 次に、議案第 19 号「令和 2 年度栃木県国民健康保険功労者表彰の同意について」を議題に供し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 19 号について、次のとおり議案書及び別冊資料に基づき説明。 令和 2 年度栃木県国民健康保険功労者表彰の同意について ・国保運営協議会委員 6 名 ・国保診療報酬審査委員会委員 2 名 ・介護給付費審査委員会委員 1 名 計 9 名
議長	ただ今、事務局から議案第 19 号について説明がありました。何か、ご質疑等ございませんか。 《 質 疑 な し 》 ご質疑もないようですので、議案第 19 号は原案どおり議決することに、ご異議ございませんか。 《異議なし・全員一致》 ご異議がないものと認め、議案第 19 号は原案どおり議決されました。 次に、議案第 20 号「本会通常総会の招集日時、場所及び附議事項について」を議題に供し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 20 号について、次のとおり議案書及び別冊資料に基づき説明。 令和 2 年度本会通常総会の招集日時、場所及び附議事項について 期日：7 月 27 日（月）午後 2 時 00 分から 場所：本町合同ビル 9 階会議室
議長	ただ今、事務局から議案第 20 号について説明がありました。通常総会の招集日時につきまして、ご意見等ございませんか。 《 意 見 な し 》 ご意見がないようですので、議案第 20 号は、原案どおり召集することにご異議ございませんか。

	《異議なし・全員一致》 ご異議がないものと認め、令和２年度通常総会は、７月２７日 月曜日 午後２時から国保連合会会議室において開催することとして、議決いたしました。 以上で、本日の理事会に提案いたしました全議案につきまして、審議を終了いたしました。 続きまして、協議事項に移ります。協議事項１「本会役員の欠員補充について」事務局の説明を求めます。
事 務 局	協議事項(1)本会役員の欠員補充について、次のとおり別冊資料に基づき説明。 現在、本会の役員につきまして、令和２年３月３１日付で、栃木県から推薦された理事１名が欠員となっている。栃木県から理事１名の推薦をいただきましたので、今月２７日開催の本会通常総会におきまして、欠員補充をいたしたい。
議 長	ただ今、協議事項１について説明がありました。何か、ご質疑等ございませんか。 《 質 疑 な し 》 ご質疑もないようですので、説明のとおりでご了承願います。 次に、協議事項２「新型コロナウイルス感染症に関する対応状況について」事務局の説明を求めます。
事 務 局	協議事項(2)「新型コロナウイルス感染症に関する対応状況」について、別冊資料に基づき説明。 新型コロナウイルス感染症に関する本会における国の施策への対応をはじめ、診療報酬等審査支払業務に係る保険請求の状況及び審査委員会の開催状況、本会主催会議等の取組状況について説明。
議 長	ただ今、協議事項２について説明がありました。何か、ご質疑等ございませんか。
理 事 長	理事会資料１０４ページに記載の行政検査について、国保と後期高齢者で値段が違うのはどうしてですか。
事 務 局	PCR 検査については、検査料と判断料がございまして、入院などで判断料の請求がある場合、レセプトでの外来の判断料の算定ができないことがありますので、一律とならないことがあります。検査料１,３５０点と判断料１５０点で１５,０００円が基本となりますが、若干違う場合があるということでございます。
議 長	皆さんから他にございますか。ご質疑もないようですので、説明のとおりでご了承願います。 以上を持ちまして、本日附議されました議案並びに協議事項につきましては、すべて終了いたしました。この際、折角の機会でございますので、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。
理 事	心配なのですが、保健事業ができない状況なので、保健事業の調整交付金がもらえないのでは。知る限りのことで教えていただきたい。
事 務 局	適正な答えか分かりませんが、国においても、コロナウイルス感染症の関係から、健診が受けられない事態が発生することについて、対応を検討しております。このような状況を踏まえ、今後、保険者努力支援制度として助成金が出る部分がありま

すが、その保健事業についても健診ができないということで、見直しを図るということで、現在の目標が全体で65%、栃木県では、40%台の目標で進めておりますが、そこまで達せなくても手だてがあると国でも議論が始まったと伺っております。ちなみに、本会で取り扱っております健診ですが、先月処理は、前年は6,500件程度でしたが、今年度については、約700件弱等言うことで、10分の1になっているという状況ですので、健診については、かなり減ってきている状況です。

理 事 国によってなのか、県によってなのか分からないが、抗体検査をして、ワクチンを全員打つことになるのか、そういう場合の期日とかは難しいと思うが、対応としては、国からなのか、県からなのか、市町村になるのか、その辺の話は無いのか。

事 務 局 その辺は、国からも何も出ていない状況ですので分かりませんが、分かり次第、ご連絡をしていきたいと思います。

議 長 それでは、ご発言もないようですので、本日の理事会は、以上を持ちまして終了いたします。

本日は、長時間にわたり、慎重なるご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

長時間にわたりまして、慎重なるご審議ありがとうございました。

(閉会)